

平成25年6月17日  
まちづくり委員会資料

## 景観計画特定地区に係る パブリックコメントの実施について

1. 新百合丘駅周辺景観計画特定地区の景観形成基準の改正に対する意見の募集について
2. 鹿島田駅西部景観計画特定地区の指定及び景観形成方針・基準の策定に対する意見の募集について

### <添付資料>

- 資料1－1 新百合丘駅周辺及び鹿島田駅西部景観計画特定地区に係る意見の募集について
- 資料1－2 都市景観形成推進施策の概要
- 資料2－1 新百合丘駅周辺景観計画特定地区における景観形成基準（屋外広告物）の見直しの経緯
- 資料2－2 新百合丘駅周辺景観計画特定地区 景観形成基準（屋外広告物）改正案概要
- 資料3－1 鹿島田駅西部地区の土地利用状況及び景観形成方針等の概要
- 資料3－2 鹿島田駅西部地区 行為の制限の概要（屋外広告物）
- 資料4 今後の予定
- 参考資料1 新百合丘駅周辺景観計画特定地区における屋外広告物に関する景観形成基準（素案）
- 参考資料2 鹿島田駅西部景観計画特定地区景観形成方針・基準（素案）

## 新百合丘駅周辺及び鹿島田駅西部景観計画特定地区に係る意見の募集について

### 新百合丘駅周辺景観計画特定地区の景観形成基準の改正 に対する意見の募集について

#### ■ 目的

新百合丘駅周辺景観計画特定地区の、景観形成方針・基準について、策定から10年以上が経過し、地域の皆様からの提言を踏まえ、地区の特性に合った、基準の見直しをすることとなりました。それにあたり、パブリックコメントを実施し、幅広く市民の皆様の意見を募集します。

#### ■意見の募集期間

平成25年7月1日（月）から平成25年7月31日（水）まで ※当日必着

#### ■素案の閲覧場所

- 1 川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課
  - 2 各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー
  - 3 麻生市民館
- ※ ホームページでも内容をご覧いただけます。

#### ■意見書の提出方法

御意見、住所、氏名、電話番号を記入し、下記の方法により、「まちづくり局 計画部景観・まちづくり支援課」に提出してください。※意見を提出する様式は自由ですが、「意見書」も御活用いただけます。

- (1) 郵 送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課 あて
- (2) 持 参 川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所隣り明治安田生命ビル7階）
- (3) FAX 044-200-0984
- (4) メール 市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

#### ※留意事項

- 1 意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見の内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的に利用せず、適正に管理します。
- 2 お寄せいただいた御意見は、平成26年2月下旬頃に、住所、氏名等の個人情報を除き、内容を整理又は要約した上で、御意見に対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表する予定です。
- 3 電話での受付及び個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- 4 意見を提出できる方の範囲は、市内に在住、在勤、在学の方、又はこの案件の内容に利害関係のある方とさせていただきます。（個人、団体を問いません）。

#### ■お問い合わせ

川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課 電話 044-200-3022

### 鹿島田駅西部景観計画特定地区の指定及び 景観形成方針・基準の策定に対する意見の募集について

#### ■ 目的

鹿島田駅西部地区を景観計画特定地区に指定し、景観形成方針・基準を策定することとなりました。それにあたり、パブリックコメントを実施し、幅広く市民の皆様の意見を募集します。

#### ■意見の募集期間

平成25年7月1日（月）から平成25年7月31日（水）まで ※当日必着

#### ■素案の閲覧場所

- 1 川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課
  - 2 各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー
  - 3 幸市民館
- ※ ホームページでも内容をご覧いただけます。

#### ■意見書の提出方法

御意見、住所、氏名、電話番号を記入し、下記の方法により、「まちづくり局 計画部景観・まちづくり支援課」に提出してください。※意見を提出する様式は自由ですが、「意見書」も御活用いただけます。

- (1) 郵 送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課 あて
- (2) 持 参 川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所隣り明治安田生命ビル7階）
- (3) FAX 044-200-0984
- (4) メール 市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

#### ※留意事項

- 1 意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見の内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的に利用せず、適正に管理します。
- 2 お寄せいただいた御意見は、平成26年2月下旬頃に、住所、氏名等の個人情報を除き、内容を整理又は要約した上で、御意見に対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表する予定です。
- 3 電話での受付及び個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- 4 意見を提出できる方の範囲は、市内に在住、在勤、在学の方、又はこの案件の内容に利害関係のある方とさせていただきます。（個人、団体を問いません）。

#### ■お問い合わせ

川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課 電話 044-200-3025

# 都市景観形成推進施策の概要

資料1-2



新宿区馬喰堀周辺における景観改善施設の現状と今後の課題

資料 1

# 景明玻璃直販の最安値

- S 5 2 新百合丘駅周辺土地区画整理事業の着工

S 5 5 地元とのパートナーシップにより、景観のルール等を定める上物建設マスターplanの策定

S 5 7 新百合丘駅周辺広域街づくり推進協議会の発足

S 5 9 第二次上物建設マスターplan  
商業・業務マスターplanの策定

H 6 川崎市都市景観条例の策定

H 1 0 新百合丘駅周辺都市景観形成地区の指定  
新百合丘駅周辺景観形成協議会の設立

H 1 2 新百合丘駅周辺景観形成方針・基準の策定

H 1 6 景観法の制定

H 1 9 景観法に基づく川崎市景観計画の策定

H 2 0 新百合丘駅周辺都市景観形成地区 A・B エリアを  
景観計画特定地区に移行

H 2 0～2 1 景観形成協議会による広告物現況調査

H 2 2 景観形成協議会からの問題提起／提言  
⇒川崎市による改正についての検討及び現況調査

H 2 3. 9 第1回連絡調整会議

H 2 4. 1 第2回連絡調整会議

H 2 4. 6 第3回連絡調整会議

H 2 4. 7 都市景観審議会 中間報告  
屋外広告物審議会 中間報告

H 2 4. 8 地元権利者意見募集

H 2 5. 1 第4回連絡調整会議

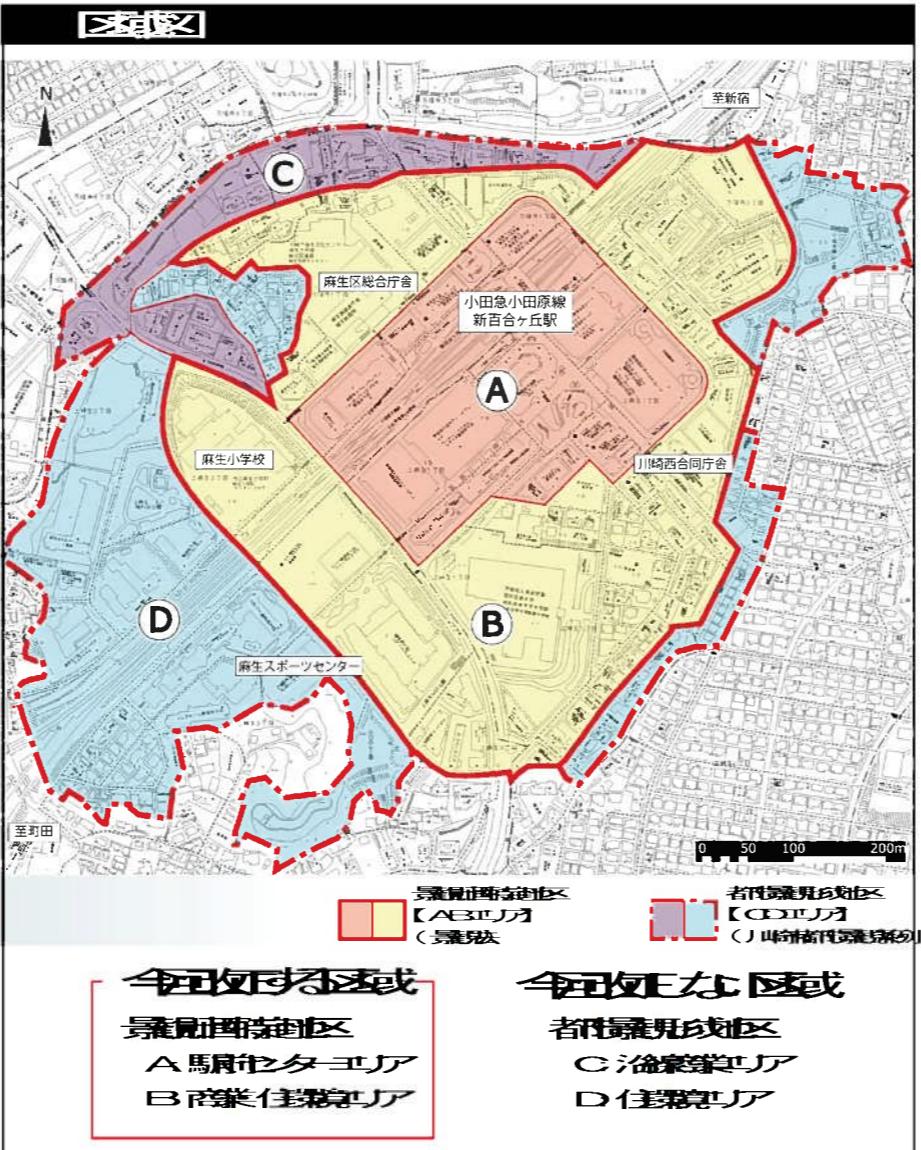
H 2 5. 3 屋外広告物審議会 中間報告  
都市景観審議会 中間報告

H 2 5. 7頃 パブリックコメント募集予定

H 2 5. 11頃 都市計画審議会 諸問答申予定  
屋外広告物審議会 諸問答申予定  
都市景観審議会 諸問答申予定

H 2 6. 2頃 景観形成基準の告示

H 2 6. 6頃 景観形成基準の施行  
屋外広告物条例施行規則の改正予定



## 連客席練習構造ノギ

- A 地区の地権者のうち、大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗  
(一の建物で店舗面積10,000m<sup>2</sup>以上) 及び駅関連施設
    - ・イオンリテール株式会社
    - ・中新産業株式会社
    - ・株式会社 O P A
    - ・小田急電鉄株式会社（小田急アコルデ）
    - ・小田急電鉄株式会社（新百合ヶ丘エルミロード）
  - 麻生区町連
    - ・麻生区全町内・自治会連合会
  - 区域内町会（A B 地区）
    - ・新百合ヶ丘駅南町内会
    - ・マイシティ新ゆり町内会
    - ・新百合ヶ丘レガートプレイス管理組合
    - ・万福寺町内会
  - 麻生区商連
    - ・麻生区商店街連合会
  - 区域内商店会（A B 地区）
    - ・新百合ヶ丘商店会
    - ・マプレ専門店街
  - その他の団体
    - ・特定非営利活動法人しんゆり・芸術のまちづくり
    - ・一般財団法人川崎新都心街づくり財団
    - ・学校法人神奈川映像学園
    - ・学校法人東成学園
  - 新百合ヶ丘駅周辺景観形成協議会



見直の向性

## 〈新百合丘駅周辺景観形成協議会からの 行為の制限に対する問題提起／提言〉

## ○広告物の基準と現状の乖離

- ・新百合丘駅周辺A Bエリアの窓面広告物の現行基準は、窓に直接貼り付けず、窓面の50%まで設置可能だが、実態は基準に則っていない広告物が、見受けられる。現行基準で袖看板が制限されていることにより、窓面に掲出せざるを得ないのではないか。設置位置、大きさ等が揃わず、雑然と掲出されている。
  - ・立て看板等の設置について、現行基準では原則禁止されているが、地区内に映画大学、昭和音楽大学などがあり、文化祭、展覧会、音楽会などの行事の際の、イベント告知や、賑やかし等、案内ができる、来街者にもわかりづらい。厳しい基準で街がきれいに保たれるもの良いが、地域に合った基準ができないか。

〈川崎市の見直しの方向性〉

## ○窓面広告物などの基準見直し

- ・窓面広告物などについて、色彩、設置位置及び大きさなど、一定の意匠的な基準を定めることにより、景観上配慮されたものを認めていくよう見直す。
  - ・立て看板、広告旗、広告幕について、期間や掲出方法などの基準を設け、掲出できるよう見直す。

○実態に即して追加する基準など

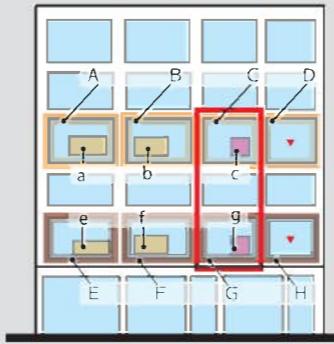
- ・基準の策定から 10 年以上経過しているため、その他の広告物についても、地元の意見を伺いつつ、他の特定地区の基準を鑑み、実態に即した基準となるよう見直す。

## 1：地区特性に応じて改正する基準

## ①窓面広告物等

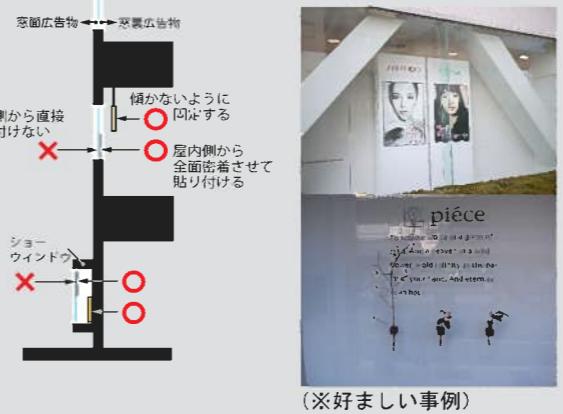
\* 現行基準：  
窓に直接貼り付けず、ガラス面の面積の50%以内で屋内に自立させ設置可

- \* 基準改正案：  
・窓に直接貼り付けず、ガラス面の面積の50%以内で非常用進入口を妨げず、屋内に自立させ設置可
- ・ただし、以下の条件で貼り付け可とする
  - ・屋内側に直接貼り付ける場合は、広告物の高さを出来る限り統一し、ビル全体で計画した位置に、ガラス面の面積の20%以内で設置可
  - ・直接貼り付けないものと貼り付けたものの合計面積はガラス面の面積の50%以内
  - ・切文字式か、広告物の地色の色彩を明度4以下若しくは彩度4以下



■ 屋内側に直接貼り付けず、設置又は表示した広告物  
■ 刺がれにくい材料で全面を密着させ、かつ、広告物の高さ、幅等を統一し、建築物全体で計画した位置に揃えて設置した広告物

4階部分	2階部分
c/A+B+C+D≤20%	g/E+F+G+H≤20%
a+b+c/A+B+C+D≤50%	e+f+g/E+F+G+H≤50%

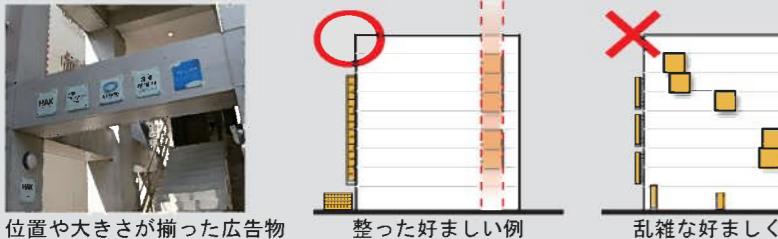


(※好ましい事例)

## 2：実態に即して追加する基準

## ③広告物の配置

\* 広告物の乱雑な掲出を抑止する



## ⑥広告物の照明

\* 落ち着いた夜間景観の形成



## ⑧広告物の文字

\* 文字の大きさ、文字数による乱雑さの抑止（下図は基準に適合した事例）



## ④広告物の表示内容

\* 自家広告物に限定



## ⑤広告物の形状

\* 切文字の広告物にすることで、建築物と一体的な印象に



(※切文字で好ましい事例)

## ⑦広告物の色彩

\* 多色づかい、派手な色による乱雑さの抑止（下図は基準に適合した事例）



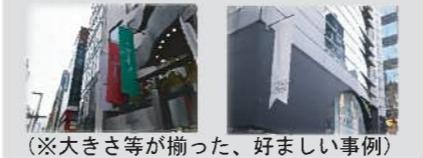
## ⑨映像装置

\* 設置位置、大きさ等を規制

街で見かけるようになったデジタルサイネージ

## ⑩バナーフラッグ

\* 設置位置、大きさを規制

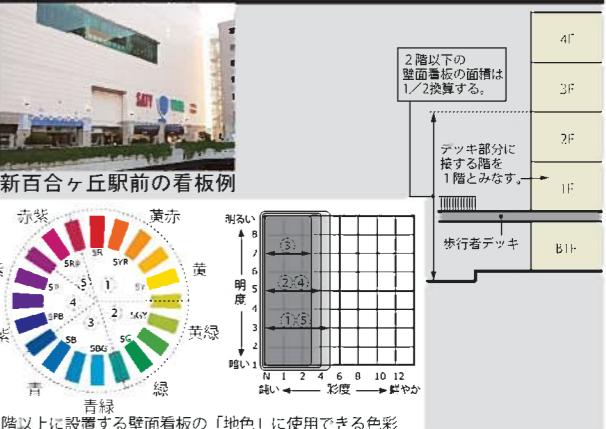


## 3：定義の明確化など必要な変更をする基準

## ⑪壁面看板

\* 掲出量、大きさ等を規制

- ・歩行者デッキに接している建築物は、デッキ部分に接する階を1階とみなす
- ・3階以上に設置する切文字式の壁面看板及び2階以下に設置する壁面看板については広告物の面積を2分の1とみなして換算する
- ・色彩は、原則として、会社名等に係る商標登録に使用されている色彩を使用する。ただし、3階以上に設置する壁面看板の地色に使用できる色彩は、右図に掲げる範囲内とする。



## ⑫置看板

\* 掲出量、大きさ等を規制

- ・できる限り集約し、建築物の外壁から1m以内に整列させる。
- ・道路敷地内に設置しない。
- ・風等で容易に転倒や移動しないことなど安全な方法で設置する。



## ⑬地上設置広告物

\* 掲出量、大きさ等を規制

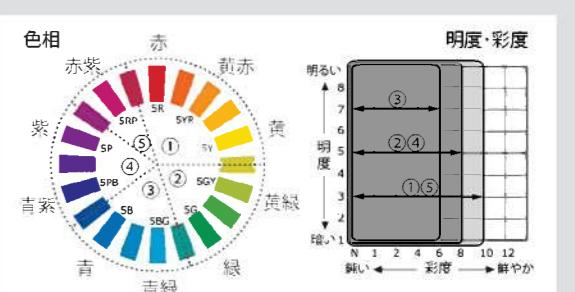
できる限り集約し、設置は、建築物の主要な出入口ごとに1箇所までとする。



(※好ましい事例)

## ⑭日除けテント

\* 日除けテントに使用する色彩は、下図に掲げる範囲内とする。



## ⑮アーチサイン等

- ・設置は、商店会等に限る
- ・設置にあたっては、街の賑わいを高め、周辺環境と調和させる。



(※好ましい事例)

## ⑯電柱を利用する添加看板及び巻付け看板

\* 設置しない

## 鹿島田駅西部地区における特定地区の指定に向けた経緯及び方向性

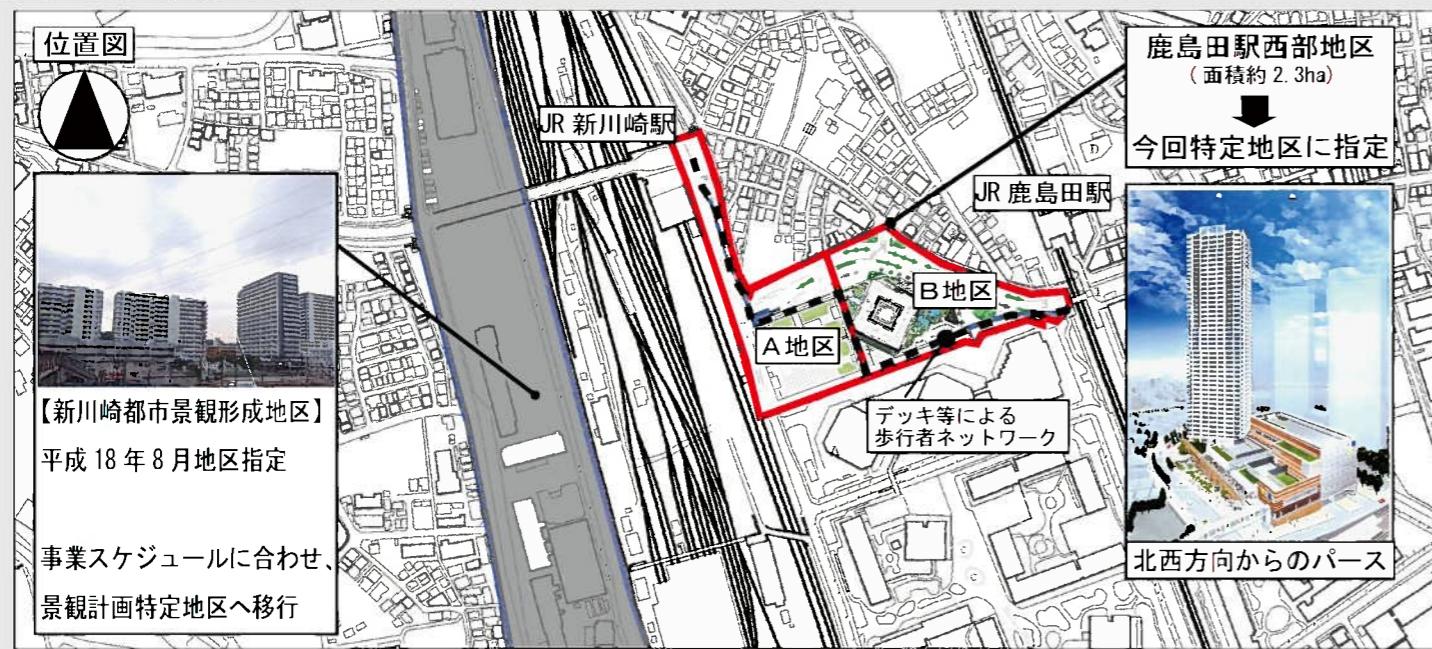
## 経緯

平成18年6月 「鹿島田駅周辺景観形成方針」策定  
 平成18年9月 「鹿島田駅周辺景観形成方針」  
 「鹿島田駅周辺景観形成方針」改定  
 平成19年3月 方策書改定  
 平成23年 「鹿島田駅周辺景観形成方針」改定  
 平成23年9月 「鹿島田駅周辺景観形成方針」改定  
 平成24年3月 「鹿島田駅周辺景観形成方針」改定  
 平成25年3月 「鹿島田駅周辺景観形成方針」改定  
 平成25年3月 「鹿島田駅周辺景観形成方針」改定

## 方針

鹿島田駅周辺地区における景観形成方針による位置づけを定め、また、大規模な土地区画整理事業による景観形成方針による方針を定めます。

## 鹿島田駅西部地区の土地利用状況



## 【土地利用】

-馬見ヶ崎駅周辺での新規整備と周辺地域からの来街者による複合的土地利用

## 【空き地再開発】

-鹿島田駅周辺の新規整備による歩行者ネットワークの構築  
 -歩道及びテラシ等の連続的な歩道空間による複合的土地利用

## 【デザインの考え方】

キーワード：回遊性・豊かな景観・歩行者優先



平成24年8月本体工事着手、平成26年度末工事完了（予定）

## 景観形成方針

## 【基本方針】

-利便性高い土地や活用度の高い土地を活用した豊かな景観を実現する  
 -隣接する既存施設の活用や西側土地区画のシンボル性を実現する  
 -2つの駅周辺を統一して歩行者景観を実現する  
 -貢献と安らぎ感をもつと間の景観を実現する

## 【方針】

-人工地盤を活用したオーバーライフによる回遊性を高めることで景観を開拓する  
 -「君がする先進的なまちづくり」の実現を目指すための本格的な街作りを実現する  
 -歩道を充実させることで歩行者景観を実現する  
 -連携を取ることでオーバーライフを開拓することで歩行者景観を実現する

## 行為の制限の概要（建築物等の形態意匠の制限）

## ■施設計画・建築物等のデザイン

## 両地区共通基準

- 低層部は、開放的なデザインとし、にぎわいの演出に配慮
- 周辺の建築物との連続性に配慮した低層部のデザイン
- 圧迫感を軽減させる工夫
- 美観の持続性に考慮した質の高い素材
- バルコニーや窓の壁面の一体的なデザイン
- 付帯施設や屋外設備類は緑化等で修景し、建築物と一体的にデザイン
- オープンスペース的な空間創出
- 日除けテントは、落ち着いた色彩で全面を覆ってはならない



## A地区

- ヒューマンスケールの演出
- 隣接地区からの導線と連動した質の高いデザイン
- 自然を感じさせるデザイン



## B地区

- ランドマーク性を強調した、表情豊かなデザイン
- シルエット、スカイライン等への配慮
- 低層部でまとまりが感じられる街並みの演出
- ヒューマンスケールの演出、壁面の分節化



## ■外壁の色彩に関する制限

## A地区

- 暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるように配色を行う。



## B地区

- 低層部は、暖色系のアースカラーを基調とし、中高層部は、明度が高く、彩度が低い色彩を基調とすることにより、周辺との調和に配慮した配色を行うものとする。



## ■民有地・照明・みどりのデザイン

## 民有地 敷地・通路・広場

- 統一感のあるデッキデザイン
- 公共空間と一体となった開放的な空間整備
- シンプルで洗練されたデザインの工作物
- 回遊性及び奥行きのある歩行者空間の形成



## 照明

- 屋外照明は、過度に点滅する照明は使用しない
- 暖かみのある光源を基調
- 光源が直接見えないように努める
- 外構デザインとの調和、夜間の景観演出



## みどり

- オープンスペースは、緑化に努める
- 緑豊かな景観を創出する
- 規則的な植栽配置



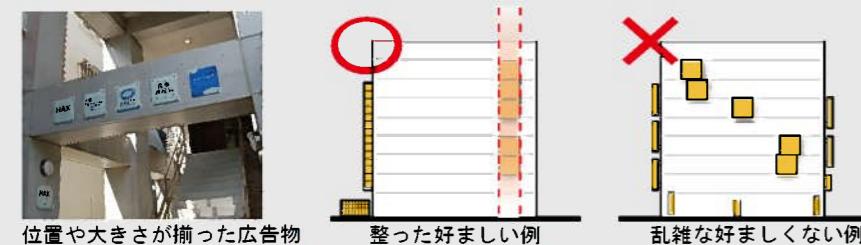
## 広告物の定義

- 低 部 : 地上10m以下の部分
- 中 部 : 地上10mを超え、地上45m以下の部分
- 高 部 : 地上45mを超える部分
- 接 地 範 囲 : 地上又は歩行者デッキ（「接地面」）に接している階のうち、接地面に接している部分
- 壁 面 看 板 : 建築物又は工作物（「建築物等」）の壁面に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「地上設置広告物」を除いたもの
- 壁 面 広 告 幕 : 布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたもの  
※壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。
- シ ョ ー ウ イ ン ド ウ : 建築物の壁面に設置する掲出物（外側がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するもの
- 窓 面 広 告 物 : 窓面の外側に広告表示するもの
- 窓 裏 広 告 物 : 屋内の広告物のうち、窓の裏側又は窓に近接した室内に取り付けることにより、屋外に対して広告表示するもの
- 枠 付 懸 垂 幕 等 : 「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるもの
- 袖 看 板 : 建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するもの
- バ ナ ー フ ラ っ グ : 建築物等の壁面から突出した棒状の工作物に取り付けられた布、ビニール等に広告表示するもの
- 地 上 設 置 広 告 物 : 接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるもの
- 仮 設 広 告 物 : 表示期間が90日を超えないもの  
※壁面に取り付けられた枠などに固定されたもので、枠の設置期間が90日を超えるものを除く。



## ①広告物の配置

- \* 広告物の乱雑な掲出を抑止する



## ④広告物の照明

- \* 落ち着いた夜間景観の形成



## ⑤広告物の色彩

- \* 多色づかい、派手な色による乱雑さの抑止（下図は基準に適合した事例）



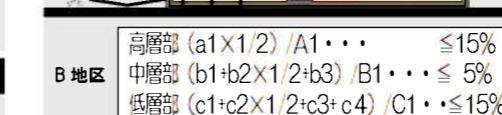
## ⑥広告物の文字

- \* 文字の大きさ、文字数による乱雑さの抑止（下図は基準に適合した事例）



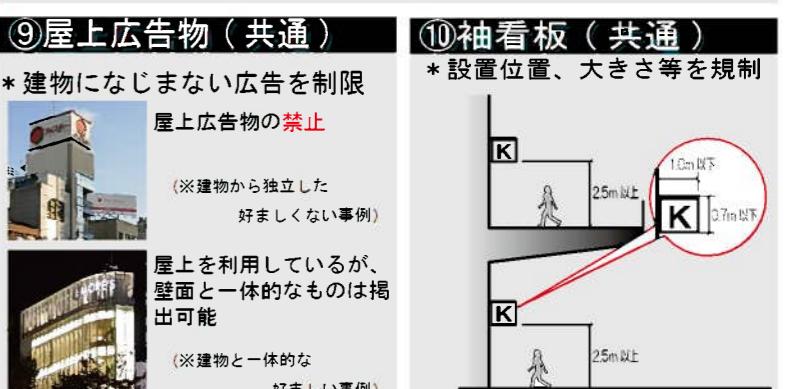
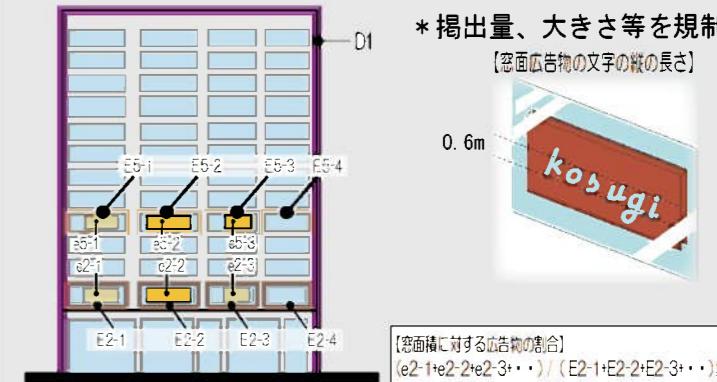
## ⑦壁面看板等（A, B個別）

- \* 掲出量、大きさ等を規制



## ⑬映像装置（共通）

- \* 設置位置、大きさ等を規制



## ⑭枠付懸垂幕、置看板、立看板等（共通）

- \* 設置しないものとする

(※乱雑なイメージにつながる好ましくない事例)



- 平成25年11月 都市計画審議会、屋外広告物審議会、  
～12月頃 都市景観審議会への諮問答申
- 平成26年2月頃 新百合丘駅周辺景観計画特定地区景観形成基準の告示  
鹿島田駅西部景観計画特定地区の指定及び景観形成方針・基準の告示
- 平成26年6月頃 新百合丘駅周辺景観計画特定地区景観形成基準の施行  
鹿島田駅西部景観計画特定地区景観形成方針・基準の施行  
屋外広告物条例施行規則の改正